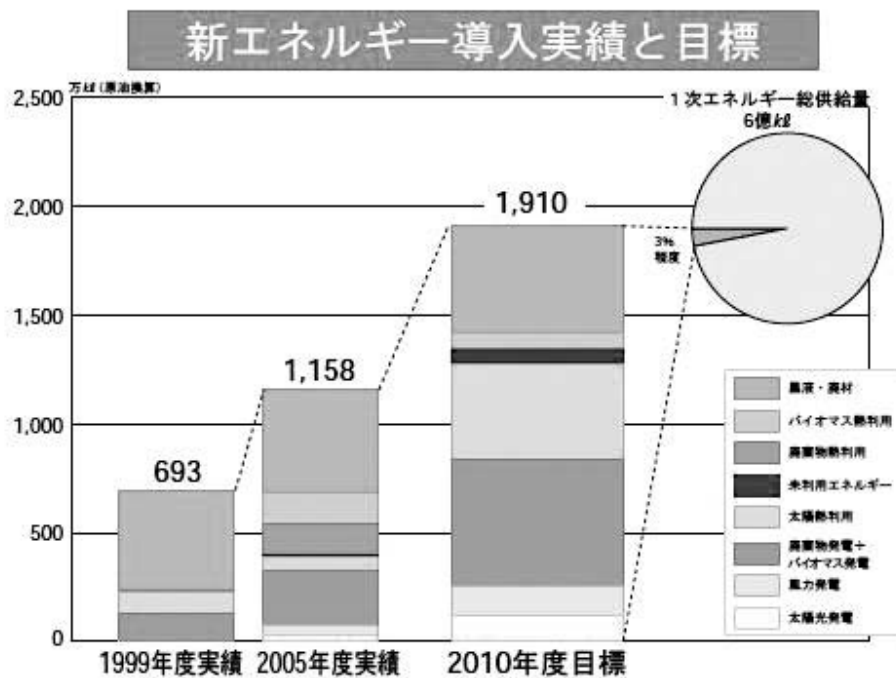


第3章 導入目標

1 導入目標の考え方

国は2010年（平成22年）までに一次エネルギー総供給量の3%を新エネルギーでまかなうという目標を定めています。

図表 我が国の新エネルギー導入実績と目標



出典：総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会報告書（2007年8月）

第2章で見たとおり、本市の平成17年度のエネルギー消費量は、3,012,087GJと推計されます。国の目標値に順じて3%を新エネルギーで補うとすると、90,363GJに相当するエネルギーを新エネルギーで供給する必要があります。

第3章で本市における新エネルギーの利用可能量を算定しました。各新エネルギーの利用可能量合計は、155,446GJ*になります。これは、市のエネルギー消費量の5.2%に当たります。つまり、利用可能量で設定した条件で、平成22年までに今回検討した全ての新エネルギーを導入した場合、国の目標値を達成することが可能になります。

しかし、利用可能量算定で設定した条件は、施設や機器の設置コスト、資源の回収方

* 太陽エネルギーについては熱利用と発電利用、風力、廃棄物、中小水力については発電利用、その他を熱利用した場合の合計値。

法等現実的な問題を加味していません。達成できるとしても、かなりの長期間を要すると推定されます。

また、このビジョンで想定した全プロジェクトを導入して得られるエネルギー量は12,353GJとなり、現在のエネルギー消費量の0.4%を代替すると推計されます。

表3-3-1 中央市のエネルギー消費量と新エネルギー利用可能量（GJ）

エネルギー消費量	新エネルギー利用可能量	消費量に対する割合
3,012,087	155,446	5.2%

表3-3-2 加算したエネルギーの内訳

区 分	利用可能量（GJ）			備 考
	熱利用	発電利用	計	
太陽エネルギー	27,464	49,456	76,920	
風力エネルギー		7,355	7,355	発電利用のみを加算
バイオマス	木質資源	3,575	3,575	熱利用のみを加算
	畜産資源	649	649	熱利用のみを加算
	農業廃棄物（粃殻・稲藁）	2,695	2,695	熱利用のみを加算
	//（コーン・ソルガム）	12,664	12,664	熱利用のみを加算
	下水・浄化槽汚泥	13,468	13,468	熱利用のみを加算
	廃食油	684	684	熱利用のみを加算
廃棄物エネルギー		18,038	18,038	発電利用のみを加算
中小水力エネルギー		2,996	2,996	発電利用のみを加算
温度差エネルギー	16,402		16,402	熱利用のみを加算
合 計	77,601	77,845	155,446	

表3-3-3 中央市のエネルギー消費量とプロジェクト代替可能量（GJ）

エネルギー消費量	プロジェクト代替可能量	消費量に対する割合
3,012,087	12,353	0.4%

表3-3-4 プロジェクト代替可能量の内訳

プロジェクト	利用可能量（GJ）	
	熱利用	発電利用
1. 太陽のちから	太陽光発電（市民・事業者）	9,608
	太陽光発電（公共施設）	398
	ソーラーシステム（公共施設）	170
2. 水のぬくもり	地下水ヒートポンプ（公共施設）	59
	地下水ヒートポンプ（事業者）	2,058
3. 緑のめぐみ	バイオ燃料（公用車）*	11
4. 地球にやさしい暮らし	太陽光発電（小中学校）	（再掲）
	風力発電（小中学校）	19
	マイクロ水力発電（小中学校）	30
計		12,353

*公用車のガソリンに3%混合すると仮定

このように現段階では、新エネルギーだけで消費エネルギーの相当量を供給することは困難な状況です。しかし、いずれは枯渇する化石燃料からの脱却を図っていくためには、新エネルギーの開発と導入を進めることは必須であり、温室効果ガスの削減のためにも避けては通れません。

一方で、地球温暖化防止対策のもう一つのアプローチが省エネルギー活動になります。エネルギー消費量を減らせば、化石燃料の寿命を延ばすことができ、その間、新エネルギーの開発と導入に費やす時間を長く取れることにもなります。従って、新エネルギーの導入と省エネルギーの取組を同時に積極的に進めることが重要になります。

本市においては、新エネルギーに関する技術動向や普及状況、導入後の効果などの把握に努めつつ、個々のプロジェクトの進捗管理や新たな施策や取組の展開を計画的かつ柔軟に行っていくこととします。こうした取組と合わせて省エネルギーも積極的に進め、自然のめぐみを活かした地球にやさしい都市の形成を目指していきます。

2 期間ごとの目標

ここでは、この地域新エネルギービジョン策定事業で行った調査・検討結果を踏まえ、現時点での各新エネルギーの技術段階、普及状況を前提として、5年ごとの導入目標を設定します。

(1) 前期（平成21年～平成26年）

- ・ 市民や事業者による太陽光発電設備導入などへの支援策を検討します。
- ・ 市民や事業者による太陽光発電、太陽光熱利用設備の導入を進めます。
- ・ 市民や事業者の省エネルギー活動を進め、消費エネルギーの削減を図ります。
- ・ 小規模な太陽光発電、太陽光熱利用、温度差エネルギーなどの設備を順次公共施設に導入します。
- ・ 公共施設での省エネルギー対策を進めます。
- ・ 省エネルギーも含めた新エネルギーに関する普及、啓発活動を積極的に行います。
- ・ コーン残渣やソルガムなどを利用したエタノール製造の研究を産・学・官・民が連携して進め、研究データを蓄積します。

(2) 中期（平成26年～平成31年）

- ・ プロジェクトの進捗状況評価を踏まえ、導入方針の調整を行います。
- ・ 市民、事業者による新エネルギーの導入を一層進めます。
- ・ 施設更新の対象となる公共施設への中規模・大規模な新エネルギー利用設備を導入します。
- ・ 太陽光発電以外の新エネルギーの導入に対する支援を行います。
- ・ コーン残渣やソルガムなどを利用したエタノールを公用車や公共施設の燃料として使用します。
- ・ 県や他市町村と連携した広域的取組を図ります。

(3) 後期（平成31年～）

- ・ 前期・中期の成果を踏まえ、方針の調整を行うとともに、一層の新エネルギーの導入、省エネルギー活動を推進します。

第4章 推進体制

将来的に、このビジョンを実現していくためには、市民・事業者・行政が一体となって連携していくことが重要です。具体的には、市民、事業者は太陽光発電、太陽熱利用などの導入を図るとともに、省エネルギーの取組を進めます。行政は、こうした取組を自らが率先して実施すると同時に、市民、事業者のサポートと連携体制の構築、調整を行います。そして、それぞれの主体が意見を出し合い、要望を聞きながらプロジェクトを連携して推進し、必要に応じて修正を図っていく必要があります。

このため、各主体の意見をまとめ、調整し、プロジェクトに反映させるための組織が必要であり、それは、このビジョンの策定委員会を基礎として、発展的に組織していくことが望ましいと思われます。

以下に、推進体制の概念図を示します。

